

春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例及び春日部市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

(春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例の一部改正)

第1条 春日部市立病院医療技術者奨学金貸与条例（平成17年条例第206号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(貸付けの対象) 第2条 (2) 法第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校及び同条第3号に規定する看護師養成所	(貸付けの対象) 第2条 (2) 法第21条第1号に規定する学校及び同条第2号に規定する看護師養成所

(春日部市立看護専門学校条例の一部改正)

第2条 春日部市立看護専門学校条例（平成17年条例第207号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師を養成するため、同法第21条第3号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。	(設置) 第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師を養成するため、同法第21条第2号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として看護専門学校（以下「学校」という。）を設置する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。